

◎新潟県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月27日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 次第浜新発田線
- 2 道路の位置
新発田市小舟町三丁目308番2から同市小舟町三丁目303番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 下水道管理者 新発田市長
所在 新発田市中央町三丁目3番3号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕
- 5 管理の期間
平成29年5月15日から当該施設の存続する日まで